

告示

●東京都告示第八百六号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

日の出町、稲城市及び調布市における森林地域の一部を変更した。

●東京都告示第八百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画区域区分

追加する部分 市街化区域

あきる野市上代継字遠野喜場及び

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

字豊原並びに下代継字遠野木場及び字豊原各地内

●東京都告示第八百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 港区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二十三号線

三 事業施行期間 令和八年七月一日から令和二十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

港区南青山五丁目、南青山六丁目及び西麻布二丁目各地方
使用の部分
なし

●東京都告示第八百九号

平成二十四年東京都告示第四百二十一号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

渋谷区東一丁目九十九番一、百一番五、令和八年六月八日
同番六、同番八、同番六十五、同番六日
十六、同番六十九及び同番七十一から同番七十六まで

●東京都告示第八百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区東一丁目九十九番一、百一番 令和八年六月八日
五、同番六及び同番八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

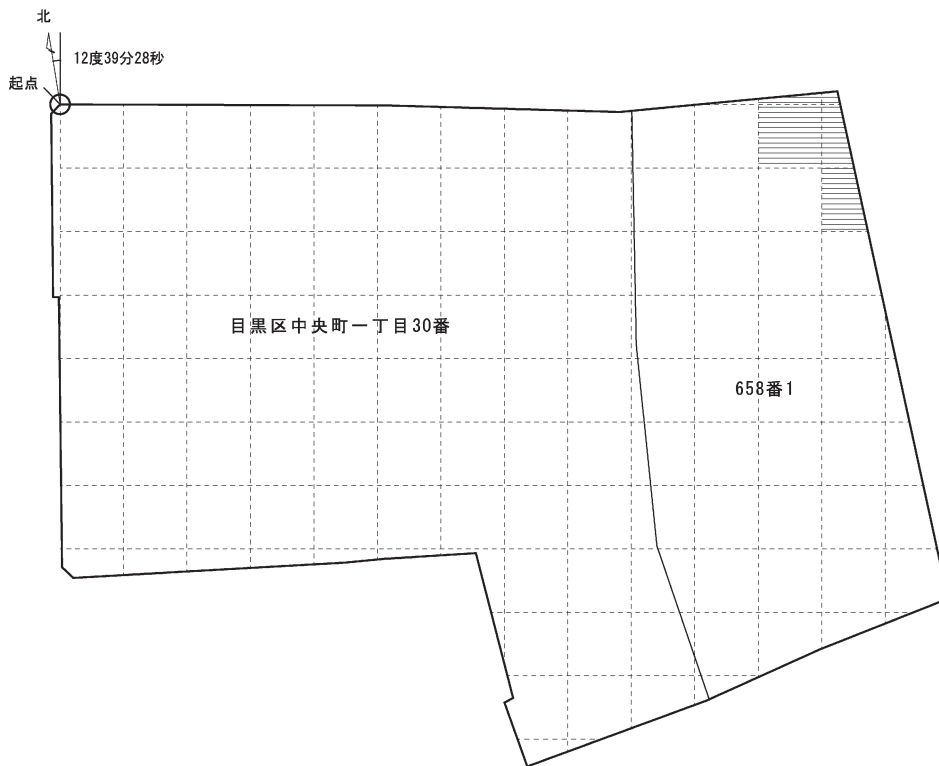
令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（目黒区中央町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、目黒区中央町一丁目30番の最北端とする。

【格子の回転角度（12度39分28秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和八年七月一日

東京都知事 小池百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立多幸湾公園 東京都神津島村

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

神津島村 東京都神津島村九百四番地

三 指定の期間

令和八年七月一日から令和十三年三月三十一日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

